

# 愛知工科大学における 研究上の不正行為に関する取扱規程

平成19年5月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、愛知工科大学（大学院を含む。以下「本学」という。）において行われる研究について不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の教員、職員、学生等をいう。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

- 一 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験結果を偽造することをいう。）、改ざん（研究資料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。）又は盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。）

- 二 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(公正研究委員会)

第3条 本学に研究活動における不正行為を防止・調査するため公正研究委員会を置く。

2 公正研究委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名した者若干名
- 二 申立てに係る調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が所属する学科の長
- 三 本学に属さない学識経験者（弁護士、公認会計士等をいい、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。）

3 前項第3号の委員は、第10条に基づく調査を実施する場合に委嘱する。

4 公正研究委員会の議長は、前項第1号の委員のうち学長が指名した者をもって充てる。

(任務)

第4条 公正研究委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 教職員等に対する学術研究倫理の保持及び啓発に係る研修等の企画及び実施に関すること。
- 二 第10条に規定する調査に関すること。
- 三 他機関における研究活動に係る不正行為の防止に関する情報の収集及び分析に関すること。
- 四 その他研究活動における不正行為の防止に関すること。

(総括及び処理)

第5条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、学長が総括し、公正研究委員会が処理する。

(対象となる研究活動等)

第6条 対象となる研究活動等は、本学研究費における一般研究、大学改革・プロジェクト教育研究、及び外部資金（科学研究費補助金、受託研究、外部との共同研究、奨学寄附金による研究、財団等からの助成金による研究）による研究をいう。

(申立て等受付窓口の設置)

第7条 不正行為に係る告発、情報提供等に対応するため、不正行為申立て受付窓口（以下「窓口」という。）を事務局庶務課に設置する。

2 窓口は、次に掲げる業務を行う。

一 不正行為に係る申立て等の受付け

二 不正行為に係る申立て及び提供された情報の整理及び公正研究委員会への取次ぎ

三 第12条に規定する異議申立ての学長への取次ぎ

四 申立者（次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知

(不正行為に係る申立て)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る真実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第9条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を公正研究委員会に命ずることができる。

(調査)

第10条 公正研究委員会は、第7条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに調査を実施するものとする。

2 公正研究委員会は、調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面にに基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。

3 学長は必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査期間内における研究費等の使用停止を命ずることができる。

(審理及び判定)

第11条 公正研究委員会は、前条の調査結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。

2 公正研究委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 公正研究委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

4 公正研究委員会は、通報等を受け付けた日から起算して30日以内に、内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告するものとする。

5 公正研究委員会は、当該通報等の内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に

連絡するものとする。

(異議申立て)

第12条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、学長に対して異議を申し立てることができる。

2 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(再審理)

第13条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに公正研究委員会に対し再審理を命ずるものとする。

2 公正研究委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第10条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。

3 公正研究委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第14条 公正研究委員会は、第10条第1項(異議申し立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について裁定を行う。

2 公正研究委員会は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、公正研究委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告

二 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知

三 関連学会、学術誌編集委員会等への通知

四 その他不正行為の排除のために必要な措置

3 公正研究責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。

4 公正研究委員会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

5 調査に支障が生じる等、正当な事由がある場合を除き、配分機関に対し当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査対象者の保護)

第15条 公正研究委員会は、調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、公正研究委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第16条 公正研究委員会及び不服審査委員会は、第7条から第11条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第17条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第18条 本学の教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱をしてはならない。

2 公正研究責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱を受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第20条 公正研究委員会は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行った者について、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び公正研究委員会は、調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱をしてはならない。

(事務)

第21条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規定に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」は「愛知工科大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」となった。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。